

浄化槽に関する手続きについて

(1) 林務環境事務所の管轄市町村

林務環境事務所	住所	管轄市町村
中北林務環境事務所 環境課	〒407-0024 韮崎市本町 4-2-4 TEL 0551-23-3090	韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市、昭和町
峡東林務環境事務所 環境課	〒404-8604 甲州市塩山上塩後 1239-1 TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南林務環境事務所 環境課	〒409-3606 西八代郡市川三郷町 111-1 TEL 055-240-4141	市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町
富士・東部林務環境 事務所環境課	〒402-0054 都留市田原 3-3-3 TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、丹波山村

(2) 届出提出先及び届出部数

届出の種類	提出先	提出部数
浄化槽法の規定に基づく設置及び変更届出	市町村役場	4部（もしくは3部）
建築基準法の規定に基づく設置及び変更届出	市町村役場もしくは 指定確認検査機関	4部（もしくは3部）
浄化槽法第7条に基づく検査（法定検査）の申し込み手続き	市町村役場	2部
使用開始後の報告、管理者変更の報告、廃止の報告	市町村役場	3部（もしくは2部）

(3) 添付書類

届出書類	届出様式	添付書類
浄化槽法の規定に基づく設置及び変更届出	浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令第3条第1項による別記様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法第13条第1項若しくは第2項による認定を受けている場合はその認定書の写し。認定を受けていない場合は浄化槽の構造図、浄化槽の仕様書、処理工程図。 ・建築基準法第68条の10に基づく型式認定浄化槽の場合はその写し。 ・建築基準法施行令第35条第1項に基づき国土交通大臣の認定を受けた場合はその認定書の写し。 ・国土交通大臣が定めた構造方法を用いた浄化槽の場合はその構造方法に従った構造であることを示す書類（昭和55年7月14日 建設省告示第1292号「尿尿浄化槽及び合併浄化槽の構造方法を定める件」参照）
建築基準法の規定に基づく設置及び変更届出	山梨県浄化槽指導要綱第7条による第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の図面（配置図、配管図を含む） ・対象人員の算定根拠 ・放流先等を記した事業場の平面図 ・付近の見取り図 ・浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、地下浸透の処理装置の構造図

※甲府市内に設置する（設置した）浄化槽に係る手続きについては、甲府市役所にお問い合わせください。